

三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、令和4年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能になっております。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

※ 今年度については、令和6年12月31日現在における業務従事状況等を、令和7年1月15日（水）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能ですが、医療機関等において、長野県ホームページから届出票のダウンロード・印刷をお願いいたします。

※ 医師・歯科医師は届出を行わないと、原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されませんので、忘れずに届出をお願いいたします。

※ 看護職員の業務従事者届については、看護職員キャリア情報の入力とナースセンター（県が設置し、県看護協会が運営。）への情報連携が可能になりましたので、積極的にご活用ください。（オンライン届出の際に説明画面に遷移しますので確認ください。）

オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイトを利用するための施設IDを取得。（前回届出を行っている機関は前回のIDを使用可能）
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、本人に伝達。（前回IDを付与した従事者は前回のIDが使用可能）
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



オンライン届出のメリット

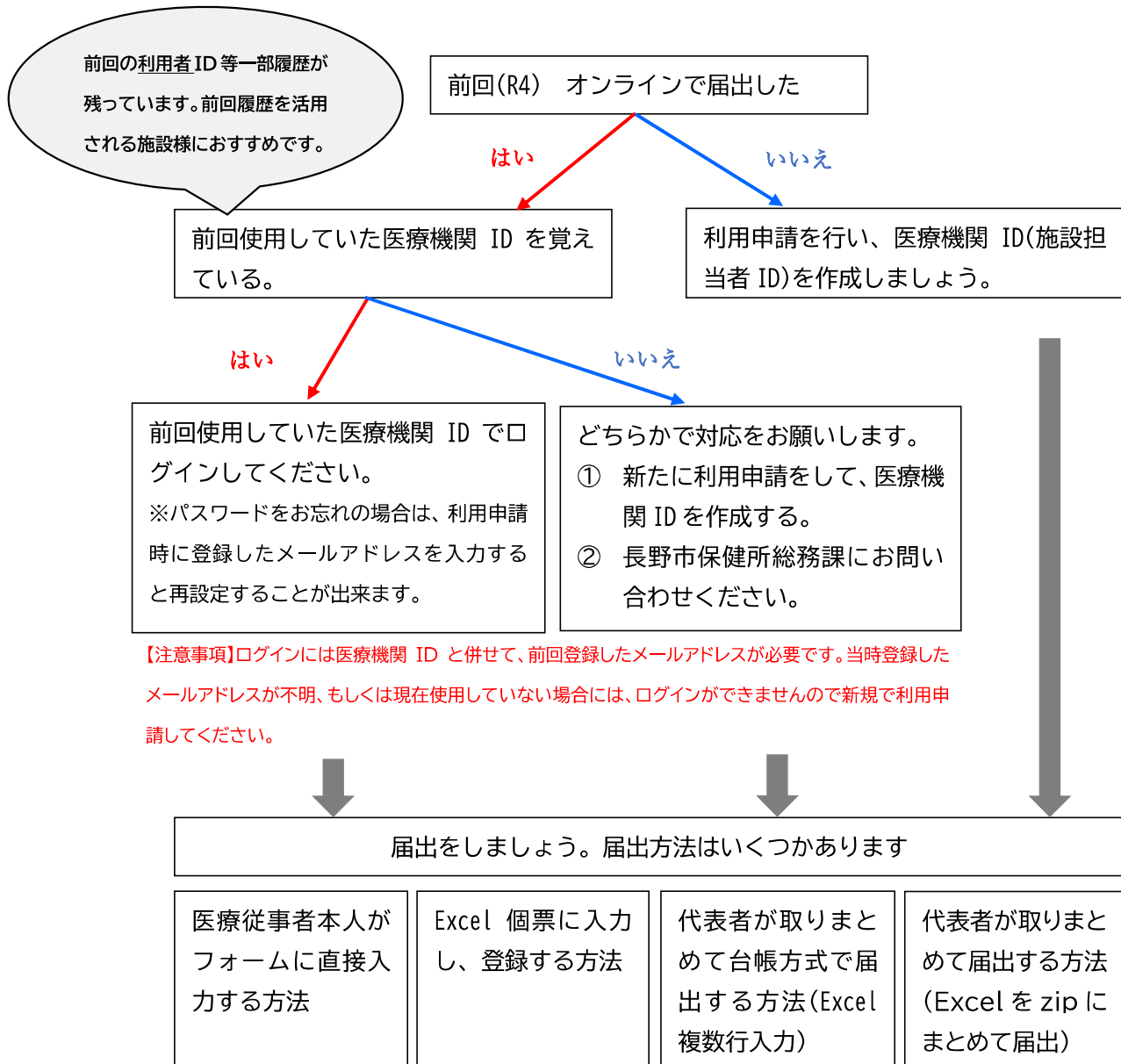
●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

簡易版 医療従事者届出システムフローチャート



詳細な操作方法等は厚生労働省ホームページを御確認ください。

厚生労働省ホームページ

「医療従事者による2年に一度の届出(三師届・業務従事者届)について」

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療従事者による2年に一度の届出(三師届・業務従事者届)について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryojujisha-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/iryojujisha-todokede-sys.html)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護職員等処遇改善加算等に関する
様式例の一部差替について
計2枚（本紙を除く）

Vol.1331

令和6年 11 月 29 日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3948)
 FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和6年11月29日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

介護職員等処遇改善加算等に関する様式例の一部差替について

介護職員の処遇改善については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日付老発0315第2号厚生労働省老健局長通知）においてお示しし、処遇改善計画書等の様式の電子媒体について、厚生労働省のホームページにおいて公表したところです。

このたび、別紙様式2（処遇改善計画書）及び別紙様式3（実績報告書）について、計算式の一部に誤りがあったため、修正の上（※1）、本日、厚生労働省のホームページ（※2）に掲載する様式の差替を行いました。

今後は、差替後の様式を御活用いただくよう、管内の事業所等への周知を徹底いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

※１：具体的な修正内容

シート	セル	修正の趣旨
別紙様式２－３	AK14～AK413	令和６年５月以前に旧３加算を算定しておらず、６月以降新たに新加算を算定する場合も、「新加算Ⅳ相当の加算額の見込額の１／２」が算出されるよう修正。
別紙様式２－４	AM14～AM413	令和６年５月以前に旧３加算を算定しておらず、６月以降新たに新加算を算定する場合、「新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の新加算の見込額」が算出されないよう修正。
別紙様式３－１	AK189、AK190	M82 セルをチェックした場合、セルが空欄となるよう修正。
別紙様式３－２	N 6	「旧特定加算の加算額」に V8, V9 の値が含まれないよう修正。
別紙様式３－３	R14～R113	令和６年５月以前に旧３加算を算定しておらず、６月以降新たに新加算を算定した場合、「新規に増加する旧ベースアップ等加算相当の新加算の見込額」が算出されないよう修正。
別紙様式３－３	Z14～Z113	令和６年５月以前に旧３加算を算定しておらず、６月以降新たに新加算を算定し、令和６年度中に区分変更を行った場合、「新規に増加する旧ベースアップ等加算相当の新加算の見込額」が算出されないよう修正。 令和６年度中に月額賃金要件Ⅱが要件となる区分変更を行った場合、「新規に増加する旧ベースアップ等加算相当の新加算の見込額」が算出されるよう修正。
別紙様式３－３	V14 ～ V113 、 AC14～AC113	６月以降新たに新加算を算定した場合も「令和６年度に増加した加算額（令和５年度の加算率と比較）」が算出されるよう修正。

※２：厚生労働省ホームページ（最新の別紙様式２及び３の媒体を掲載）

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/apply.html>

介護職員のセルフケア

介護職のメンタルヘルス対策研修 ～不安な時を乗り越えるために必要なこと～

セミナーの内容



- なぜ“セルフケア”が必要か
- セルフケアで大切なこととは
- 不安な今だから気になること
- 具体的なセルフケアの方法は

講 師



アイエムエフ株式会社コンサルティング部
臨床心理士・公認心理師・老年学博士
駿河台大学 非常勤講師

佐藤美和子 氏

アイエムエフ(株)はメンタルヘルス分野の研究開発をはじめ、起業・組織に向けた丁寧な対策を手がける専門機関です。
企業のメンタルヘルス施策に関わる総合的な事業として、「組織内体制作り、相談窓口の設営、ストレスチェック制度の実施支援と組織分析の個別活用具体策の企画提案、改善プログラムの提供、効果検証、見直し等」の一連のPDCA業務、各種研修の実施等を提供する会社です。

2024年

12月23日 (月)

13:30～15:30

申込〆切：12月16日 (月)

申込URL：https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=50644

開催方法

ZOOMによるオンライン配信



お問合せ先

主催：長野市保健福祉部高齢者活躍支援課
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

長野市役所保健福祉部
高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094
FAX：026-224-5126

◇水道管の凍結に注意してください！



長野市上下水道局
イメージキャラクター
「みずなちゃん」

1 水道の冬支度はお早めに

気温が氷点下になると、水道管が凍結して水が出なくなったり、破裂して水が噴き出す恐れがあります。

※特に気温が氷点下を下回るときは、水道管の凍結等のトラブルの発生が頻発します。

2 凍結を防ぐには

次の①から⑤のような方法で凍結を防いでください。

- ① 不凍栓を閉めて蛇口を開け、水道管の水を抜く。
- ② 水道管を凍結防止ヒーターで保温する。

閉める方向



① 不凍栓（地上式）



① 不凍栓（地下式）



※ 電源の
入れ忘れには
注意してください

② 凍結防止ヒーター

※ 凍結防止ヒーターは、電源部分が故障していたり、電気のブレーカーを落とすとヒーターは効きませんので注意が必要です。

- ③ 蛇口から少量の水を流したままにする。
- ④ 長期間使用しない時は、給湯器、トイレタンクなどの器具内の水抜きをする。
（水抜きの方法は器具により異なるため、説明書を読むか、設置をした工事店に確認してください）

（裏面に続く）

- ⑤ 長期間使用しない時は、**メーターボックス内の止水栓を閉め**、蛇口を開けて水が止まっていることを確認してください。
管内の水は完全に抜けないため凍結する恐れはありますが、破裂した時に水が噴き出すことを防止することができます。



⑤ メーターボックス内の様子

※凍結や破裂を防ぐため、各ご家庭の状況に応じて、早めの対策をお願いします。

3 凍結して水がでないとき

- ◆凍結したところにタオルを巻いて蛇口を開き、30～40度ぐらいのぬるま湯をゆっくりかける。
※熱湯をかけると管が破裂することがあります。
- ◆ドライヤーなどの温風を当てる。

4 水道管が破裂したときの止水方法

- ① 不凍栓または水道メーターボックス内にある止水栓を閉める。
- ② 上記の①ができない場合は、破裂した箇所に布やテープを巻き付け、針金やひもで縛る。



② 破裂箇所の止水の例

5 水道管の破裂修理や解氷作業の依頼先（費用は自己負担となります）

修繕等の依頼は水道工事店にお願いして下さい。
もし、水道工事店がお分かりにならない場合は

◆犀北地区（犀川以北、松代、若穂）にお住まいの方は

- ・長野市水道工事協同組合に問い合わせ、水道工事店を紹介してもらう。
連絡先 026-241-0893
営業時間 平日の午前8時30分～午後5時30分
- ・長野市上下水道局水道維持課 Tel026-241-1132
(長野市上下水道局ホームページの指定事業者一覧もご覧ください)

◆犀南地区（篠ノ井、川中島、更北）にお住まいの方は

- ・県営水道修繕センターに問い合わせ、水道工事店を紹介してもらう。
連絡先 0120-813-283 又は 026-292-0022
営業時間 24時間電話受付
- ・長野県企業局川中島水道管理事務所 Tel026-284-1700